

# 令和二年度特別定額給付金等に係る 差押禁止等に関する法律案 概要

## 〈趣旨〉

- 新型コロナウイルス感染症がまん延し、その防止のための措置が講じられる中で、人々は連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。
- このような状況下において家計への支援として支給される令和二年度特別定額給付金等(※)については、支給対象者自らが使用することができるよう、差押えを禁止する等の必要がある。

(※)市町村又は特別区から支給される、①全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金）〔1人当たり10万円〕、②子育て世帯への臨時特別給付金〔児童1人当たり1万円〕をいう。

## 第一 権利の差押え等の禁止（第1項）

令和二年度特別定額給付金等の支給を受けることとなった者の受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止する。

## 第二 金銭の差押えの禁止（第2項）

令和二年度特別定額給付金等として支給を受けた金銭について、差し押さえることを禁止する。

## 第三 施行期日等（附則）

### ●施行期日

公布の日から施行する。

### ●経過措置

施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度特別定額給付金等についても適用する（ただし、施行前の差押え等は有効）。